

広島市優良技能者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、広島市表彰条例（昭和24年4月1日広島市条例第13号）の規定に基づき、本市において、永く同一の職業に従事し、技能の錬磨や後進の育成などに努めている優秀な技能者を讃えることにより、技能の継承及び振興を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業所 国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く事業所をいう。
- (2) 技能者 別表1に掲げる職業に従事し、技術的な能力を有する技能者をいう。
- (3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月7日厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第4条の規定による療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(表彰範囲)

第3条 表彰対象となる範囲は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去において本表彰を受けた者は除く。

- (1) 本市に所在する民間事業所において、同一の職業（別表1に掲げる職業に限る。以下同じ。）に通算20年以上従事し、かつ、第4条第4号に定める基準日に本市に所在する民間事業所において、当該職業に従事していること。ただし、障害者及び高齢者は通算10年以上とする。
- (2) 勤務成績が優秀で他の勤労者の模範と認められること。
- (3) 40歳以上であること。ただし、障害者はこの限りでない。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 推薦は、次の各号の規定により行う。

- (1) 被表彰候補者を推薦できる団体等（以下「推薦団体等」という。）は、別表2のとおりとする。
- (2) 推薦団体等は、別紙1及び別紙2の推薦書により、市長に推薦するものとする。
- (3) 推薦団体等が推薦できる人数は、別表3のとおりとする。
- (4) 推薦の基準日は、表彰日の属する年の6月1日とする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長が被表彰者を決定する。

- 2 被表彰者は同一事業所から1人とする。ただし、障害者及び高齢者については、同一事業所から別に1人を表彰することができるものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、原則として年1回行う。ただし、市長が必要があると認めるときはその都度行う。

- 2 市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈り、表彰を行う。ただし、被表彰者が死亡してい

るときは、その表彰状及び記念品は、当該被表彰者の遺族に贈る。

(その他)

第7条

この要領に定めるもののほか必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年7月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年6月20日から実施する。

別表1 (第2条関係)

- | |
|--|
| 1 専門的・技術的職業従事者（法務従事者、教員、宗教家並びにその他の専門的職業従事者中の図書館司書、学芸員及び個人教師を除く。） |
| 2 販売従事者（商品販売従事者中の小売店主、卸売店主及び飲食店主を除く。） |
| 3 サービス職業従事者 |
| 4 保安職業従事者（自衛官、司法警察職員並びにその他の保安職業従事者中の看守及び消防員を除く。） |
| 5 農林漁業従事者 |
| 6 生産工程従事者 |
| 7 輸送・機械運転従事者 |
| 8 建設・採掘従事者 |
| 9 運搬・清掃・包装等従事者（郵便・電報外務員を除く。） |

※この分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定：総務省）の区分による。

別表 2 (第 4 条関係)

推薦団体等	所 管	備 考
各種職種団体等	旧市内地区	広島商工会議所調製の名簿及び中小企業団体中央会会員名簿等に基づく。
広島東商工会	安芸地区	
広島安芸商工会	〃	
祇園町商工会	安佐地区	
安古市町商工会	〃	
沼田町商工会	〃	
広島安佐商工会	〃	
高陽町商工会	〃	
五日市商工会	佐伯地区	

別表 3 (第 4 条関係)

1 各種職種団体等

各事業所の総従業員数	推薦人数
3, 0 0 0 人以内	1 人以内
3, 0 0 1 人以上 9, 0 0 0 人以内	3 人以内
9, 0 0 1 人以上 1 5, 0 0 0 人以内	5 人以内
1 5, 0 0 1 人以上	7 人以内

2 商工会

各商工会の総会員数 (ただし、広島安芸商工会については、船越支所のみの会員数とする。)	推薦人数
1, 1 0 0 人以内	1 人以内
1, 1 0 1 人以上 2, 2 0 0 人以内	2 人以内
2, 2 0 1 人以上	3 人以内